平成２１年（フ）第１０７８号
広島市西区井口１丁目12番５号
債務者　高橋　一俊
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１６４号
広島市佐伯区五日市町大字下河内134番地３
サクラガーデンハウス102
債務者　石原　信之
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６７号
広島市佐伯区五日市中央１丁目15―３―201、住民票上の住所山口県光市島田４丁目６番27号
債務者　加藤　純子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２０１号
徳島県板野郡藍住町富吉字須崎66番地３
債務者　小田　勝之
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３６号
徳島市不動東町４丁目1606番地の１
債務者　岸　　利枝
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６８号
徳島県板野郡上板町泉谷字原中筋37番地
債務者　原田　　大
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７８号
徳島県板野郡上板町神宅字町口114番地１
債務者　真田　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８４号
徳島市国府町日開390番地の１
債務者　黒田　文子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８８号
徳島市津田町２丁目７番43―24号、旧住所徳島市津田町２丁目２番７号
債務者　南　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３号
愛媛県松山市北斎院町1092番地３
債務者　瀬﨑　　実
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３３３号
愛媛県伊予市大平甲1488番地５
債務者　土居　竜一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４２６号
愛媛県松山市桑原３丁目６番18号
債務者　歌原　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４２９号
愛媛県松山市堀江町1337番地
債務者　藤田　修平
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４４１号
愛媛県松山市北梅本町甲679番地２　メゾンドシンフォニー302号
債務者　篠原　佳秀
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２８４号
福岡県うきは市吉井町福益556番地１
債務者　野寄　義秀
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６号
大分県日田市吹上町３番13号　クローバーＡ―103号
債務者　津江　保浩
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第４７号
大分県日田市吹上町３番13号　クローバーＡ―103号
債務者　津江　千代
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大分地方裁判所日田支部